



障害保健福祉課

平成 13 年 8 月 7 日  
及び 8 月 20 日

知的障害者保護費負担金の未収金  
(7,106,284円)、精神障害  
者措置入院費負担金の未収金(2,費  
166,200円)及び児童保護費 9  
負担金の未収金(41,411,消  
70円)について、引き続きその解  
消に努めること。

知的障害者保護費負担金については、その未収金の主な要  
因として、入所者本人に支払われれている障害基礎年金を入所  
者の家族が生活困窮等を理由に生活費として年金を家族管理  
から入所している施設管理へ移行することを進めている。その  
滞納者(3人)については、施設管理への移行が完了し、現  
在は計画的な納入が行われている。なお、平成13年12月  
末現在の過年度分の未収金額は5,406,484円、年度当初よ  
り1,699,800円減少している。  
精神障害者措置入院費負担金については、対象者が低所得  
者であることもあり、納入実績が上がらないが、今後とも納  
入義務者自宅への家庭訪問による定期的納入の督促や納入誓  
約書の提出指導により、未収金の解消に努める。  
児童保護費負担金については、当該負担金の決定、徴収を  
行っている福祉総合相談所において事務分掌見直しによる専  
任の債権整理班(4名)を設置し、電話や文書による督促や  
催告を実施している。また、各地域振興局に徴収業務を依頼して  
当課においても相談所が行う夜間の訪問徴収に同行してい  
る。  
なお、障害基礎年金受給者の負担金が滞納になっているケ  
ースで家族が年金を管理しているケースについては、年金管  
理を施設に移管するよう調整を行っている。加えて、悪質な  
滞納者については、滞納処分の実施を検討している。

旅費の算定において、居住地から  
直ちに目的地へ出張する場合、居住  
地からの旅費が勤務公署から支給す  
べき額が、いずれか少ない額を支給す  
べきであるが、算定方法を誤るなどして、  
過支給となつてしまつたものが34件あ  
つた。

旅費支給制度(実費支給)の解釈を誤り、イベント開催時  
等の直力直帰命令時に、本来在勤公署か自宅のいずれか近い  
方を入力すべきを誤つて入力した結果の誤支給であり、今後  
は旅費支給の適正な執行を図りたい。  
なお、過支給となつたものについては、既に返還処理済み  
である。